

議案第44号

守口市地域包括支援センター運営協議会条例案

守口市地域包括支援センター運営協議会条例を、次のように制定する。

令和4年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市地域包括支援センター運営協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置等に関する事項
- (2) センターの行う業務に係る方針に関する事項
- (3) センターの運営に関する事項
- (4) センターの職員の確保に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関する事項

(委員)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療又は福祉に関し識見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、介護保険主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。